

大阪・堺環濠都市遺跡



(大阪西南部)

- | | |
|-----------------|--|
| 1 所在地 | 一 SKT七四二地点 大阪府堺市九間町東三丁 |
| 2 調査期間 | 二 SKT七五五地点 大阪府堺市錦之町東一丁
一 一九九八年(平10)九月～一月
二 一九九八年一月～一九九九年一月 |
| 3 発掘機関 | 堺市立埋蔵文化財センター |
| 4 調査担当者 | 一 永井正浩、二 嶋谷和彦 |
| 5 遺跡の種類 | 中・近世都市跡 |
| 6 遺跡の年代 | 室町時代～江戸時代 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

堺環濠都市遺跡は、中世

の自治都市・自由都市として
て著名な都市遺跡であり、

発掘調査による考古資料も
二〇年以上の蓄積がある。

これまでの調査では、応永
六年(一三九九)から慶長
二〇年(一六一五)に至る
数度の大に伴う焼土層の

検出、都市外郭を囲う環濠(外堀)と都市内部を走る内堀の検出、
道路・溝・建物などの遺構主軸から判明した近世以降とは異なる中
世都市プラン(街区・町割)の存在、中国・朝鮮半島をはじめタ
イ・ベトナム・ミャンマー産輸入陶磁器の出土、模鋳銭・無文銭の
生産を実証する錢鑄型の出土など、数多くの貴重な成果を得ている。
今回木簡が出土した両地点は、どちらも本遺跡の中では東端北方
に位置し、慶長二〇年の大坂夏の陣に伴う焼土層が存在せず、江戸
期になつて開発(町場化)された新興地に該当する。

一 SKT七四二地点

本調査は、土居川公園整備事業に先立つ調査として、遺跡の東端
に位置する九間町東三丁で実施した。その結果、近世堺の東端を区
画する土居川、これを部分的に埋め立てた後形成された町屋や、

瓦・陶器生産に伴う一七世紀から一九世紀の遺構を検出した。

木簡は、土居川を埋め立てて町屋を形成する際に掘り込まれた溝
SD六一から出土した。本溝は東西方向に掘り込まれ、途中で北東
方向へと向きを変える。大半が調査区外になるため規模については
不明な点が多いが、幅は推定で約六m、深さは約一・四mとなる。
遺物は木製品の他に陶磁器と在地土器が多量に出土した。これらの
大半は一七世紀第II・第III四半期のものである。また、この溝は元
禄二年(一六八九)に描かれた『堺大絵図』には描かれていないこ
とから、下限年代を押さえることのできる貴重な資料と言えよう。

二 SKT七五五地点

本調査は、下水道立坑建築工事に先立つ調査として、遺跡の東端に位置する錦之町東二丁で実施した。当地は、近世の地名表記では「北瓦町」と呼称される場所に所在する。『堺大絵図』では「北瓦町」は四軒の屋敷地で構成され、調査地はその北端の「下田源兵衛」の屋敷地に該当する。下田源兵衛は名前に瓦屋号を持たないが、瓦屋株仲間記録に登場する近世堺の七軒の瓦屋の一軒であり、出土瓦にも同名の刻印が見られるので、瓦生産者であった事実は疑いない。

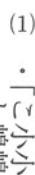
今回の発掘調査では、一六一〇年代から一九世紀に至る五面の生面を検出した。一八世紀中葉から後半以前の遺構の大半は、瓦の失敗品・不良品（表面が剥落して抉れたり、熱変により歪んだり、窯壁片が付着したりする）や窯壁片を、焼土・炭・薪とともに大量廃棄した大規模土坑である。これらは、当地付近での瓦生産の実施を示している。また、検出した廃棄土坑の数や出土した瓦の種類の豊富さからみて、一七世紀中葉から一八世紀初頭に比定される第四次面の段階が、瓦生産の最盛期と推定されるが、本面でのみ窯道具（焼台）が熔着したままの堺摺鉢が複数出土しており、「北瓦町」の瓦生産者が、一七世紀末葉から一八世紀初頭の最古形式の堺摺鉢の生産に関与していたことを示唆する成果として注目に値する。

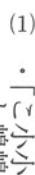
木簡は、検出した最下層の遺構面（第五次面）の土坑SK五〇一

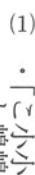
から出土した。本土坑は、長径約4m短径約2・8m深さ約1・4mを測る大規模な橢円形土坑で、その埋土は焼土・炭を中心とし、窯壁片や燃料にした薪片も多量に含まれており、先述した瓦生産に伴う廃棄土坑と考えられる。遺物は、大量の瓦（軒丸瓦・井戸瓦・丸瓦・平瓦）の他、土師質土器・瓦質土器・青花・唐津・木製品（曲物・箸）・漆塗製品（椀・盤・下駄）・錢貨（元豊通宝）が出土したが、その年代観は、肥前磁器染付や寛永通宝が皆無で、出土した唐津碗・皿は全て砂目積みで、寛永以降に出現する典型的な溝縁皿が認められないことより、ほぼ一六一〇年代頃に位置づけられよう。

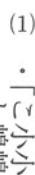
8 木簡の釈文・内容

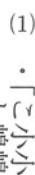
一 SKT七四二地点

(1) 「」 (裏面)

「」 (裏面)

「」 (裏面)

「」 (左側面)

「」 (裏面)

一 SKT七五五地点

(1) 「六ツ□十介 〔武カ〕

(71)×23×3 019



一(2)



一(1)表

上端が平坦である材の片面に墨書するが、下端は欠損している。

墨書の遺存状態は比較的良好であるが、文意は通じず、その内容も判然としない。なお、同じ遺構から片面に「(お)」の焼印を押した不明木製品が一点出土している。

木簡の釈読にあたって、堺市博物館の矢内一磨氏、堺市立埋蔵文化財センターの岩宮未地子氏のご教示を得た。

9 関係文献

一 永井正浩「堺環濠都市遺跡発掘調査概要報告—SKT七四一

地点・九間町東三丁一」(堺市教育委員会「堺市文化財調査概要報告」八五 二〇〇〇〇年)

二 嶋谷和彦「堺環濠都市遺跡発掘調査概要報告—SKT七五五

地点・錦之町東二丁一」(同「堺市文化財調査概要報告」八六 二〇〇

〇年)

(一 永井正浩、二 嶋谷和彦)

(1) は付札木簡、(2) は習書木簡の可能性が高い。ともに人名及び屋号を記したものである。先述の『堺大絵図』には各家屋の住人に至るまで細かく記述されているが、該当する人物・屋号の記述はなく、残念ながら木簡の具体的な内容について明らかにするとはできなかつた。なお、この他にも、〇一一型式の木簡一点が出土しているが、同じ面に何度も文字を重ね書きした習書木簡であり、判読することはできなかつた。